

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とする。

附則中第七項の前の見出しを削り、同項を第八項とし、同項の前に見出しとして「（特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特殊勤務手当の特例）」を付する。

附則第六項中「第十七条第一項各号」の下に「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「同条第二項」の下に「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

（令和六年能登半島地震に対処するための災害警備等手当の特例）

6 令和六年能登半島地震に対処する場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備」とあるのは「災害警備」と、「作業（引き続き二日以上従事した場合に限る。）」とあるのは「作業」と、同条第二項第一号中「八百四十円（著しく危険な人命救助の作業に従事した日又は）」とあるのは「千八十円（」と、「日にあつては、千六百八十円」とあるのは「場合にあつては、二千六百六十円」と、同項第二号中「八百四十円（引き続き二日以上従事した場合にあつては、一日につき千六百八十円）」とあるのは「二千六百六十円」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

前項の場合において、改正後の条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第十七条第一項各号に規定する作業に該当する作業に従事したときに改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第十七条の規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第十七条の規定による災害警備等手当の内払とみなす。